

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月15日提出
【ファンド名】	プロフェッショナル・ステージ
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安倍 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「プロフェッショナル・ステージ」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2020年1月30日（予定）

当ファンドについて、繰上償還に対し異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、2019年11月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還します。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドにつきましては、主として投資対象とする投資信託証券である「日興AMグローバル・マルチ・アセット・ファンド クラスP」において、純資産総額の減少により効率的な運用を行なうことが困難となっていることから、当該投資対象ファンドを繰上償還とする方針が示されました。

また、当ファンドの信託約款第39条第8項において「純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めておりますが、当ファンドの純資産総額は2015年8月に30億円を下回る状態となり、2019年9月末現在の純資産総額は約17億円となっております。

こうした状況から、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難であると考え、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

このため、当ファンドは、信託約款第41条の規定に基づき、2020年1月30日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

異議申立手続きを行なうため、2019年11月15日に日本経済新聞に公告を掲載するとともに、2019年11月15日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2019年11月15日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.nikkoam.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。